

保護者様

学校園長 原田 尚史

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、令和 年 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

学 年		組		氏 名	
--------	--	---	--	--------	--

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹(はしか) | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風しん | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘(みずぼうそう) | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(A群溶連菌感染症) |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルスなど) |
| 6. 咽頭結膜熱(プール熱) | 14. アデノウイルス咽頭炎(アデノウイルス感染症) |
| 7. 結核 | 15. その他の感染症 |
| 8. インフルエンザ | (病名) |

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年 月 日

医療機関:

診察医師:

医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園、保育園および和泉市内の私立幼稚園、民間保育園、認定こども園、幼児教室では、学校感染症にかかった子どもが登校(園)するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)